

ち いき かわら ばん
地 域 瓦 版

目次

- p.2 理事長就任のご挨拶
p.3 センター長就任のご挨拶
p.4-5 障害者基幹相談支援センターの取り組み
p.6-7 自立支援協議会の取り組み内容
p.8 小児慢性特定疾病支援室の支援状況
p.9 令和元年度基幹相談支援センター相談実績報告
p.10-11 お役立ち情報
p.12 お知らせ





理事長就任のご挨拶

公益社団法人
北九州市障害者相談支援事業協会
理事長 門田 光司

この度、公益社団法人北九州市障害者相談支援事業協会の理事長に就任しました門田光司です。どうぞよろしくお願いいたします。

本協会は平成20年度に設立されましたが、相談支援事業の歴史は長く、平成8年に辿ることになります。北九州市では国の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」に準じて北九州市障害者施策推進基本計画が作成され、計画的にケアマネジメントを行う相談窓口として障害者生活支援センターを設けることが盛り込まれました。当初の計画では、まず知的障がい、その後身体障がい、精神障がいと年度毎に支援センターを立ち上げていき、先々は障がい種別を超えた取組みを進めていくことになりました。そして、平成8年度は全国に先駆けて「障害者支援センター レッツ」（対象：知的障がい）が開設し、平成9年度「障害者支援センター ステップ」（対象：身体障がい）、平成10年度「障害者支援センター ピア」（対象：身体障がい）、平成12年度「精神障害者地域生活支援センター ひこうき雲」（対象：精神障がい）が開設されていったのです。これらの支援センターは、関係機関との協働にて、「生活の視点」に立って、障がいのある方々とそのご家族の地域生活支援を展開していくことを目指していました。

その後、これらの支援センターは統合し、平成14年度に「北九州市障害者地域生活支援センター」となり、平成20年度には公益社団法人北九州市障害者相談支援事業協会を設立し、今日に至っています。他方、この間、わが国の障がい福祉施策は大きな転換が図られました。平成15年に「支援費制度」の施行により、福祉サービスは「措置制度」から「契約制度」に変わります。そして、平成18年には支援費制度から障害者自立支援法へ、平成24年には障害者総合支援法、平成25年は障害者差別解消法が制定されていきます。このような障がい福祉の変動に沿いながら、本協会が発展を果

たしてきたのは、初代理事長の高松鶴吉氏、2代目前理事長の平岡蕃氏そして職員の皆様方のご尽力が大きかったといえます。

私自身は平成8年度の北九州市障害者施策推進基本計画と平成9年度の北九州市障害者ケアマネジメント体制整備推進事業にて、支援センターとの関りを持たせていただき、平成20年度より本協会の理事に就任させていただきました。当初、北九州市での知的障がい・自閉症の方々への支援センターによる地域生活支援の取組みを広く全国に発信したいという思いから、平成15年に『知的障がい・自閉症の方へのケアマネジメント入門』（中央法規出版）、平成18年に『知的障がい・自閉症の方への地域生活支援ガイド』（中央法規出版）を発刊しました。

さて、本協会は現在、北九州市より①障害者相談支援業務（障害者基幹相談支援センター）、②障害者自立支援協議会運営業務、③障害者居住サポート業務、④小児慢性特定疾病児童等相談支援事業、⑤地域再犯防止推進モデル事業を受託しております。いずれの事業も障がいのある方々の地域生活支援を推進していくものですが、これらの事業の発展に向けては職員のソーシャルワーク実践及び根拠に基づく実践への専門性向上と、それに向けた職員の育成・研鑽が求められます。また、事業推進に際しては、関係機関や団体との深いつながりを築き、協働した相談支援が展開していけるようにしていくことも欠かせません。

本協会はその発足当初より、障がいのある方々の地域生活継続に向けた支援を展開していきことにありました。その趣旨を引き継ぎながら、より良い相談支援が今後も行っていくように、理事及び職員の皆様方と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

どうぞ今後とも引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。



センター長就任のご挨拶

北九州市障害者基幹相談支援センター
センター長 横田 信也

3月末に37年間勤めた北九州市立総合療育センターを定年退職し、4月より縁あって障害者基幹相談支援センターで勤務を始めました。また、6月からは新体制への移行に伴いセンター長を拝命いたしました。

障害者基幹相談支援センターは、北九州市における相談支援の中核機関としてその歴史を積み重ねてきました。

まずは積み重ねた歴史の上に新たな基幹相談支援センターとしての歴史を積み上げていきたいと考えています。

当センターは相談支援事業だけではなく、北九州市障害者自立支援協議会運営、障害者虐待防止センター運営、居住サポートセンター事業、地域再犯防止モデル事業も担っています。加えて小児慢性特定疾病支援室も運営しています。

このように多岐にわたる事業運営の全てに通じるものは相談支援です。

私は長年医療ソーシャルワーカーとして現場で仕事をしてきたこともあり、相談支援の根幹であるソーシャルワークにこだわりをもっています。

当センターが北九州市における相談支援の中核を担う役割を与えられている限り、ソーシャルワークを大切な土台として相談支援に取り組んでいきたいと考えています。

私たちの支援の基本は「アウトリーチ」です。「アウトリーチ」とは直訳すれば「外に手を伸ばす」という意味です。単に訪問をするというわけではありません。私たち相談支援の世界では「支援の届いていない人たちに支援を届ける」ことを意味しています。支援の届いていない人たちに支援を届けることが障害者基幹相談支援センターの重要な役割です。

そして、その役割を果たすためにもソーシャルワークを基盤としたプロのソーシャルワーカー集団

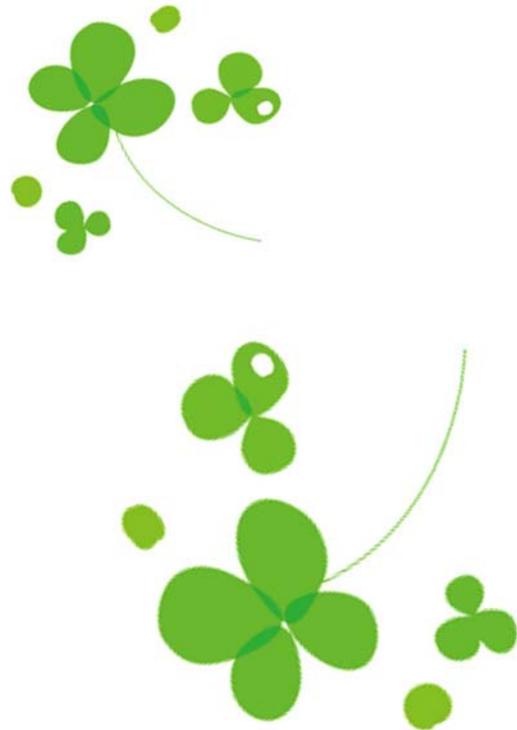
として人間性と専門性の両輪を身につけ互いに成長していきたいと考えています。

また、孤軍奮闘するのではなく、様々な関係者の皆様とチームを構成し協働しながら支援を進めてまいります。

社会の状況や制度は常に変化していますし、これからも変化していきます。時代の変化を敏感に感じ取りながら丁寧な相談支援を展開し、地域で暮らす障害をもつ方々の生活がより豊かで望む暮らしに近づいていけるよう努めていきたいと思えます。

重責を感じておりますが、私を含め職員一同鋭意専心、努力いたす所存でございます。

今後とも何卒よろしく願いいたします。



障害者基幹相談支援センターについて

北九州市障害者基幹相談支援センターでは、家庭基盤が脆弱な家庭、世帯全員の支援が必要な家庭、発達障害や行動障害など、障害特性に特化した対応が必要と思われる相談や、触法障害者、虐待、住まいに関する相談等、高度な専門性が求められる、障害者福祉サービスの利用では解決が難しい相談が増えています。

障害種別や年齢を問わず様々な障害に関する総合窓口として、相談者のお話を伺い、どのような支援が必要なのかを一緒に考えています。

また、行政、福祉、教育機関をはじめ、医療機関などの各支援機関や障害福祉サービス事業所、就労関係機関との連携、地域移行・地域定着支援事業の普及や啓発を行い、地域との連携を図ります。

「障害者基幹相談支援センターはどのような相談ができるの?」「どのように相談したらよいかわからない」等のお声をいただくため、今回は障害者基幹相談支援センターの相談内容についてご紹介させていただきます。

Q 障害者基幹相談支援センターはどのような相談を受け付けているのですか?

「障害福祉サービスについて知りたい」「一人暮らしをして自立がしたい」、「退院後の地域での生活が不安」「親なき後が心配」「家庭基盤が脆弱で困っている」、「お金がなく今後の生活に不安がある」など、多岐にわたる相談を受けています。

当センターではご本人の生活全般をはじめ、より安心して生活を送るための方法を一緒に考えています。

Q どのような人が相談できますか。

障害のあるご本人、ご家族をはじめ、関係機関の方から、ご相談を受け付けています。

※障害者手帳の有無は問いません。

Q 住宅について相談できますか?

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していて、連帯保証人がいない等の理由により、入居困難な方に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

例えば、不動産業者に対する物件探しの依頼や内覧同行等の入居契約手続きを支援します。

また、入居される方の生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援を受けることができるように調整します。

他にも、市営住宅の入居審査時に「単身入居の居住継続支援体制について」の書類提出が必要な方に対して、作成のお手伝いをします。





Q 相談したいときはどうしたらよいですか？

まずは、お電話かメールにてご連絡ください。
現在お困りの内容について伺い、その後必要に応じて面談や訪問等を通じて、今後の支援を一緒に考えていきます。お話を伺った後、適切な支援機関にもおつなぎしていきます。



ご自宅での面談



来所での面談



基幹相談支援センターではリーフレットを作成しています。各区役所の高齢者・障害者相談コーナーの窓口にも配置しています！是非ご覧ください。

これからも皆様から様々なご相談を丁寧にお受けいたします。
まずはお気軽にご相談ください。

【開所日】月曜日から金曜日（土、日、祝祭日、年末年始を除く）

【開所時間】9:00～17:45

【連絡先】093-861-3045

【メールアドレス】chiiki@shien-c.com

【ホームページ】<http://www.shien-c.com>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面談室等の消毒を徹底し、面談を行っております。

来所の際は、マスクの着用、検温、アルコール消毒のご協力をお願いいたします。



自立支援協議会について

北九州市障害者自立支援協議会は平成20年1月に設置され早くも13年目を迎えました。これまで幾度かの部会再編等を経ながら北九州市における障害のある方々の暮らしを支える上での様々な課題を当事者や有識者、支援者など多くの方々と議論してまいりました。

しかし、「議論の積み重ねがない」「具体的な改善につながらない」など、地域課題の把握や議論する仕組みとして機能しているとは言いがたいとの声も多くいただきました。

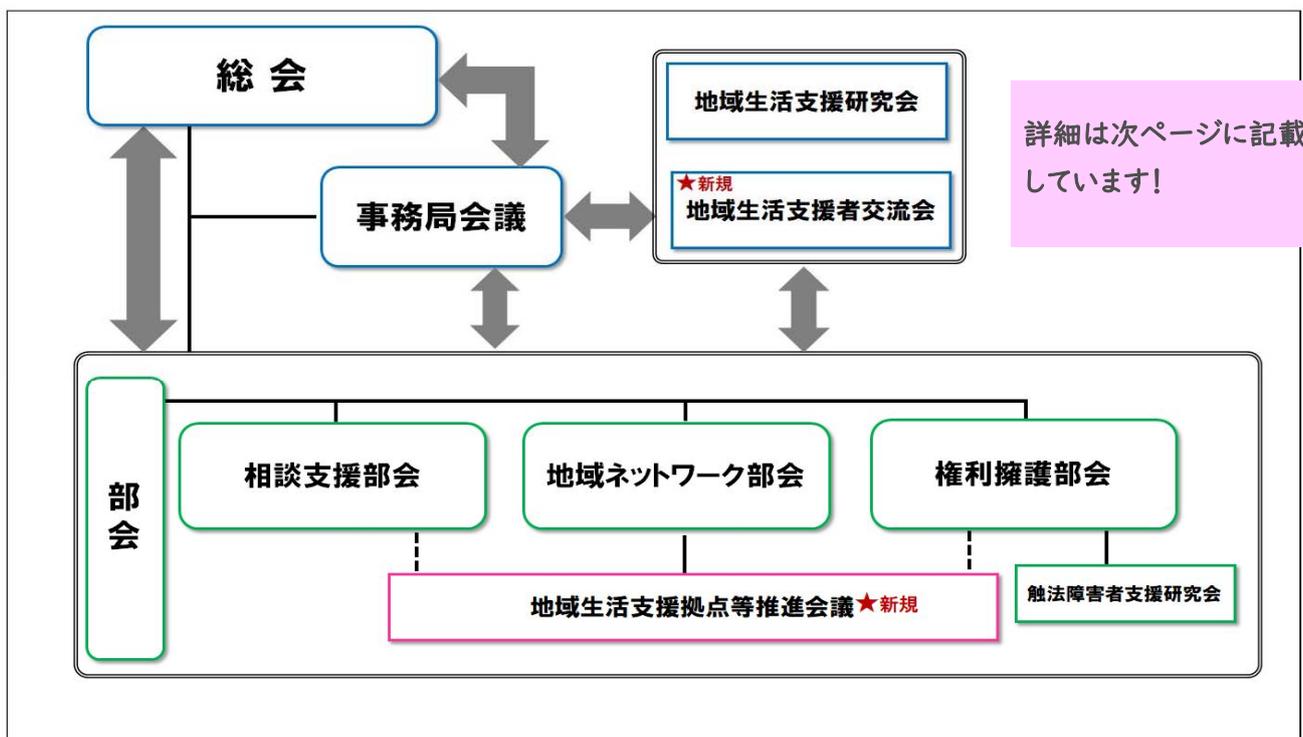
加えて、ここ数年は研修会の開催などが活動の中心となり、課題解決のための積極的な

議論を進めてこれなかったという反省もあります。

地域自立支援協議会は、「地域の支援力を高めることを目的として、個別課題を地域課題に普遍化するプロセスを行うシステム」（「自立支援協議会の運営マニュアル」財団法人日本障害者リハビリテーション協会）とされています。

これらを鑑み、地域課題の抽出や解決、還元に向けて必要な関係者で協働できる場として協議会が地域の支援体制づくりのプラットフォーム（基盤）となるよう体制を再構築しました。

令和2年度北九州市障害者自立支援協議会体制図



今年度から協議会の中核となる部会を「相談支援」「地域ネットワーク」「権利擁護」の3部会構成としました。そして、特定の課題を集中的に協議する場として「地域生活支援拠点等推進会議」と「触法障害者支援研究会」を設置しています。

また、障害福祉関係者を対象に、情報共有や意見交換、事業者間の連携促進を目的として、「地域生活支援者交流会」を新たに設置しました。これまで現場支援者に自立支援協議会の協議の進捗等が周知されていないこと等の課題解消や現場から見える地域課題の集約にもつながると考えています。

加えて、昨年度に引き続き広く障害のある人やその家族、障害福祉関係者を対象に、協議会の取組周知や意見交換を目的として、「地域生活支援研究会」を開催します。

これら既存の部会・研究会等に属さない、もしくは、集中的な協議を要する課題が生じた場合、新たに部会等を設置することもあります。



組織図に示した通り総会、事務局会議、各部会などそれぞれは双方向の矢印でつながっています。協議内容などを持ち上げ総会で報告といった一方向的なこれまでの流れを改め、協議事項の進捗状況は、各部会において共有するとともに総会においても各部長等から報告を行い、協議をします。

必要があれば再び各部会の協議に委ねるなど

双方向型の協議を重ね、協議の後は部会や市、関係団体等に提言を行い、速やかな実現を目指します。

今年度は新型コロナウイルス感染症感染予防などの社会情勢により、計画どおりの協議会開催となっていませんがオンラインなど新生活様式による工夫を重ねながら議論を進めていきたいと考えています。

詳細

総会

<役割>

部会で扱う協議事項を関係者で確認し、意見交換を行う。

<委員>

当事者・障害者団体、障害福祉サービス、関係団体、学識経験者

地域生活支援研究会

どなたでも参加可能

障害のある人の地域生活に関する課題や取組の報告など

地域生活支援者交流会(新規)

障害福祉サービスに関わる支援者
事業所の連携強化や情報共有を行う

事務局会議

<役割>

課題やニーズの集約、協議事項候補の提示及び協議事項の総合的な進捗管理を中心とした協議会の運営を行う。

<構成員>

北九州市立総合療育センター地域支援室、北九州市発達障害者支援センターつばさ、北九州市立浅野社会復帰センター、北九州障害者しごとサポートセンター、北九州市障害者基幹相談支援センター

部会

<役割>

協議事項の選定及び調査、社会資源の改善・開発など協議事項の解決に向けた提案を目指して協議を行う。

<委員>

当事者・障害者団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者等

<総会との関係>

部会長・副部会長が総会に出席し、協議経過を報告

権利擁護部会

<主なテーマ>

虐待防止に関する課題や意思決定支援など権利擁護に関する課題等を協議

地域ネットワーク部会

<主なテーマ>

在宅障害者やその家族の地域生活における課題や事業所・関係機関のネットワークに関する課題、就労に関する課題等を協議

相談支援部会

<主なテーマ>

相談支援に関する課題や障害者支援における意思決定支援等を協議

地域生活支援拠点等推進会議(新規)

「地域生活支援拠点等」の面的整備に向けて、機能や役割、関係機関・事業所との連携体制などについて、3部会で協議し、整備に資する。

触法障害者支援研究会

触法障害者支援のあり方の検討、地域再犯防止推進モデル事業の評価を行う。



小児慢性特定疾病支援室より

～新型コロナウイルス感染症に

対する想いと支援状況～

今年は、年明け早々から世界中が目に見えない未知の新型コロナウイルスに翻弄され、この感染症との闘いは半年が経過した現在も続いています。

「新型コロナウイルス感染症」がもたらした影響は大きく、医療、福祉、教育、経済や私たちの心の中にまで波及しています。

今、感染拡大を防ぐために、私たち一人ひとりが感染防止の基本である新しい生活様式を実践することが求められています。ソーシャルディスタンスの確保・マスクの着用・手洗い・3密（密閉空間・密集場所・密接場面）回避などの対策を取り入れた新しい生活様式は、自分を守るため、更に自分以外の誰かを守るための考え方、行動であると言えます。

現在の感染防止対策は、人と人が手を伸ばしても届かない距離を保ちながら、実は必死で支え合っている様子を私はイメージします。

私たちは、収束する時まで「正しい情報」のもと「賢く行動」することを、諦めずに続けていく必要があります。

今、大人も子どもも、誰もが見えない敵と闘う日々ですが、慢性の病気を持ったお子さんとそのご家族や関係者にとっては、病気と向き合いながら過ごす日常が、既に感染リスクとの闘いなのです。新型コロナウイルス感染症は、慢性の病気を持ったお子さんやご家族にとっては、更なる脅威であることは言うまでもありません。

最近の当支援室への相談内容の傾向は、「新型コロナウイルス感染症」関連の相談が目立っています。相談の年代は、幼児期から小学校、中学校、高校と、それぞれの成長段階でのケースがあり、通常の相談においても言えることですが、低年齢ほど保護者の不安感が大きいことを相談を受けながら感じることがあります。

相談の内容は、この感染症に対する不安や学校や周囲の感染防止対策への不安（対策が十分であるか心配、または、要望など）です。今は、誰もが見えない敵に対する不安を抱えて生活しているという現実も踏まえて、私は、できるだけ「傾聴」を心がけています。何らかの対応が必要な場合は、現状でできることは何かを一緒に考え、関係機関・関係者と繋がるように努めています。

ご家族（相談者は保護者で、特にお母さんが多いです）は、日頃から「感染」とか「免疫力」という言葉には敏感ですし、常に病気と向き合っているお子さんご家族にとっては、感染予防対策は日常的事です。しかし、「新型コロナウイルス感染症」については、現在のところ、ワクチンは開発中の段階であり特效薬もないということが、大きな不安要素となっています。このような状況下で、私たち一人ひとりがすべきことは、基本的な感染防止対策であり、これが最も重要なことです。

自分と自分以外の誰かを守るための考え方と行動のその先には、感染すると重症化しやすい高齢の方や基礎疾患のある方（慢性の病気を持った子どもたちも含まれます）の存在があります。そこへ想いを馳せてほしいと思います。更に、一見して病気とは分からない慢性の病気と向き合いながら生活している子どもたちがいること、そして、この「新型コロナウイルス感染症」という、新たな感染リスクとも闘っているということを理解していただけたらと思います。

小児慢性特定疾病支援室
主任自立支援員 手嶋 佐千子



令和元年度基幹相談支援センター相談実績報告

令和元年度の件数は平成30年度より354件増加し合計で24,387件対応いたしました。

精神障害や知的障害、発達障害の方の相談が増えています。

障害福祉サービスについてや強度行動障害の方の受け入れができる施設が無く対応に困っている等の相談が多く寄せられました。

令和元年度の相談の詳細を少しだけご紹介させていただきます。

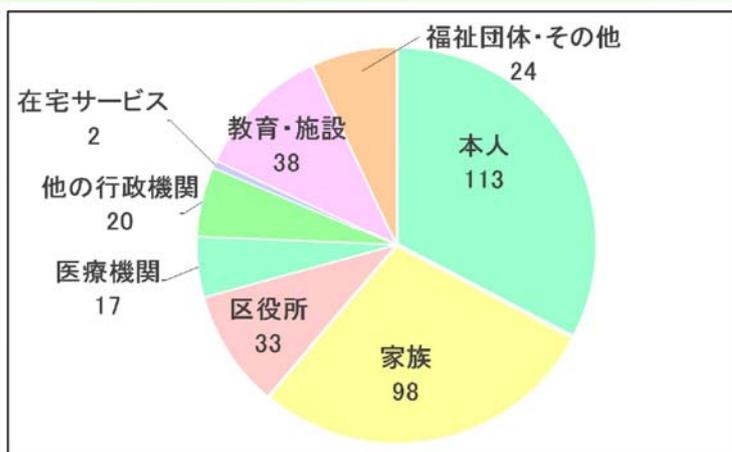
(小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、住宅入居等支援事業を除く)

(集計期間：平成31年4月から令和2年3月まで)

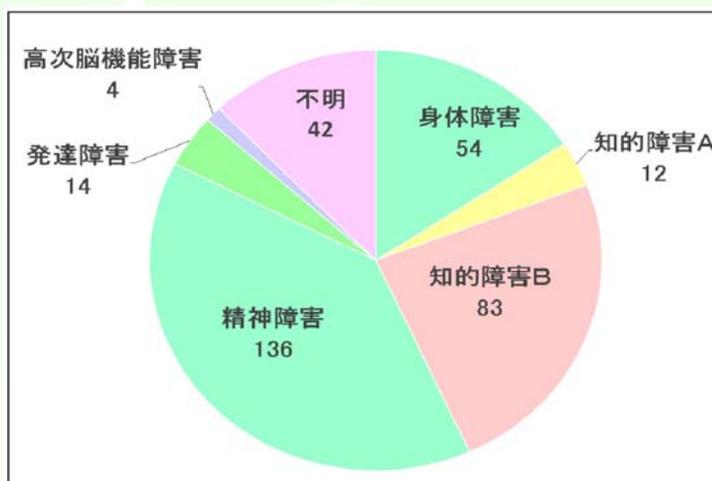
事業実績報告の詳細はホームページにも掲載予定です。



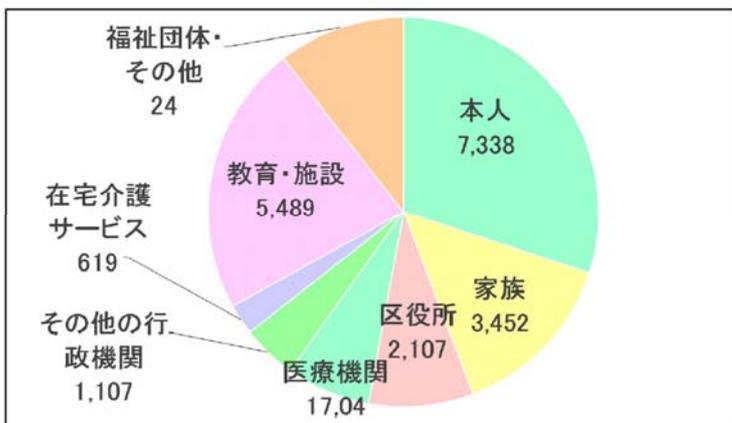
新規相談利用者内訳



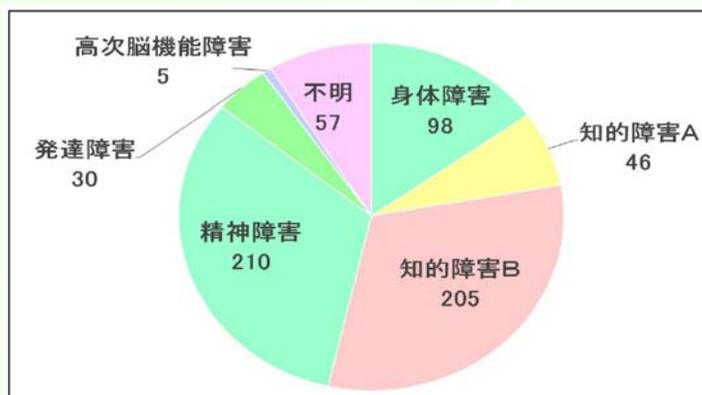
新規相談者障害種別



継続相談利用者内訳



継続相談障害種別





お役立ち情報

近年日本各地で災害が多く起こっています。
いざ災害が起こったときの災害時の対応に役立つ情報をご紹介します。

福祉避難所

福祉避難所とは？

災害が起きた時に、特別な配慮が必要な高齢の方や障害をお持ちの方が安心して避難所での生活を送れるよう、予定避難所（小・中学校、市民センター）とは別の避難所を市町村が設置するものです。あらかじめ協定を締結した福祉施設等の協力のもと開設・運営します。
福祉避難所は、必要に応じて開設される**二次的な避難所**であり、直接避難することはできません。

福祉避難所に避難する方法は？



① 予定避難所に避難（市民センターや学校等）

災害発生時、まず、身の安全を最優先とし、市が指定している予定避難所に避難します。



② 福祉避難所へ移動が必要な方を把握

予定避難所において、市職員等が避難者の身体状態や必要な支援などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定します。



③ 福祉避難所となる施設の被災状況等を確認し、受け入れ体制が整ったところから、福祉避難所を開設

福祉避難所は開設に必要な避難スペースや人員の確保など受け入れ体制が整った段階で開設し、決定された避難対象者を受け入れます。



④ 必要性の高い方から、福祉避難所へ移動

予定避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族等により行うことを原則とします。また福祉避難所へは、避難対象者1名につき、家族等の付き添い1名の同行をお願いします。



まずは、お住まいの近くにある予定避難所の場所をご確認ください。

詳しくは、北九州市のホームページをご確認ください。

参考資料 北九州市ホームページ





Net119

Net119緊急通報システムとは

令和2年3月2日(月)から、Net119緊急通報システム(以下Net119)の運用が開始されました。

Net119は聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等のインターネット機能を利用して、全国どこからでも音声によらない119番通報することができるシステムです。

利用対象者

聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方で、北九州市に在住の方、又は北九州市に通勤・通学されている方

※障害者手帳の保有の有無は問いません。



●ウェブ申請

(インターネット)

WEB申請用QRコードから手続きが可能です。



●窓口申請(紙)

北九州市消防局指令課又は各消防署・消防分署に申請書を直接提出します。

申請書は、消防局指令課又は各消防署・消防分署で配布しています。また、申請書用QRコードからもダウンロードできます。QRコードの読み取りができない場合は、北九州市消防局指令課のホームページからダウンロードできます。



※利用するには事前登録が必要です。登録・利用は無料です。

ただし、通信料は利用者の負担となります。

操作は簡単にできます。



- ①待ち受け画面
- ↓
- ②トップページ
- ↓
- ③種別選択
- ↓
- ④場所選択
- ↓
- ⑤GPS地図
- ↓
- ⑥通報中
- ↓
- ⑦チャット



北九州市消防局 Net119

検索

詳しくは北九州市消防局指令課のホームページを確認ください。

ホームページの ご案内



各事業のホームページを随時更新しております。
法人や各種研修等のご案内をしています！

北九州市障害者基幹相談支援センター



運営法人の案内や各事業からのお知らせ、研修案内などを随時アップしております。

北九州市障害者基幹相談支援センター

検索

北九州市障害者自立支援協議会



協議会の概要や地域支援研究会の開催案内などを随時アップしております。

北九州市障害者自立支援協議会

検索

北九州市小児慢性特定疾病支援室



北九州市小児慢性特定疾病支援室

検索

居住サポート等事業（基幹センターHP内）



北九州市障害者基幹相談支援センター

検索

アクセス&マップ

JR

JR鹿児島本線「戸畑駅」下車 北口から徒歩1分

車

北九州都市高速「戸畑ランプ」から約5分、
「枝光ランプ」から約10分

バス

市営バス「戸畑駅」行き「戸畑駅」で下車
西鉄バス「戸畑渡場」or「戸畑駅」行き「戸畑駅」で下車、
徒歩1分

北九州市障害者基幹相談支援センター
〒804-0067
北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた6階
TEL.093-861-3045 Fax093-861-3095

障害者基幹相談支援センター
ウエルとばた6階



暑さが続き、秋の訪れはまだ時間がかかりそうです。
今年には新型コロナウイルス感染症が世界各国をはじめ日本で拡大し、オリンピックも延期となってしまいました。
当法人でも感染対策を徹底し、日々業務に励んでいます。
さて、令和2年度最初の広報誌の発行です。
今回は、市民の皆様により親しみやすい広報誌を目指し、お役立ち情報を掲載いたしました。
今後さらに皆様に親しみやすい広報誌を作っていきたいと思っております。次号もぜひご期待ください。

編集
後記

公益社団法人 北九州市障害者相談支援事業協会

編集・発行：北九州市障害者基幹相談支援センター 〒804-0067

藤野、大脇、澄川

発行人：横田 信也

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた 6F

TEL 861-3045 FAX 861-3095

Mail chiiki@shien-c.com